

例年、この時期は積雪量が最も多くなり、春に向けて暖かくなるため、落氷雪による事故が起こりやすくなります。自宅はもちろん、外出の際にも注意が必要です。
問合せ先 除排雪対策本部 ☎ 22-8400

落雪! 注意

CAUTION

落氷雪事故を防ぐ

屋根に積もった雪は、気温がマイナス3℃以上のときに落ちやすくなります。屋根の雪が落ち、歩行者や車に損害を与えた場合は、建物の所有者が責任を負うことになります。

また、道路に落ちた雪をそのまま放置しておく、道路交通法違反となり、交通事故や交通障害の原因にもなるため大変危険です。



落氷雪前は

- 雪止め、を設置している場合は、破損などがなければ必ず点検・修繕する
- 高所からの落氷雪は少量でも危険なので、屋根に積もる前に業者に依頼するなど早めに処理する
- 屋根などの雪や氷、つららを落とす際は十分注意し、専用の雪庇落としなどを使用する



落氷雪後は

- 落氷雪が起こったら、事故がないかすぐに確認し、通行に支障がないよう速やかに除雪する
- 交通事故や交通障害を防ぐため、屋根からの落氷雪や敷地内の雪を道路に出さない

外出時にも注意!

- 軒下では、絶対に子どもを遊ばせない
- 軒下を通る際は、屋根からの落氷雪に注意する
- 車を停める際は、軒下を避ける

空き家の事故を防ぐ

空き家は、自宅と比べて雪の処理がおろそかになりがちです。

空き家の所有者は、落雪による事故や、道路に雪が落ちることのないよう、定期的に空き家の様子を確認し、雪下ろしをするなど適切な管理をお願いします。

雪が落ちた場合は放置せず、速やかに雪の処理を業者に依頼してください。

問合せ先 市民連携室市民連携係 ☎ 35-4267



空き家からの落雪が道路をふさいでいます